

○北見市総合教育会議設置要綱

(平成 27 年 7 月 1 日内規第 157 号)

(目的)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、北見市の教育に資するため、北見市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 総合教育会議は、法第 1 条の 4 第 1 項の規定により、次に掲げる事項の協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 北見市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定
- (2) 北見市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第 3 条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第 4 条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第 5 条 総合教育会議は、第 2 条の協議等を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第 7 条 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第 8 条 総合教育会議は、会議の終了後議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、第6条ただし書により非公開とした部分を除き、北見市ホームページにより行う。

(調整結果の尊重)

第9条 総合教育会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第10条 総合教育会議の庶務は、企画財政部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議で定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年5月26日から適用する。